

福井県内水面漁場管理委員会指示第6－2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項および第171条第4項の規定に基づき、コクチバス取り扱いについて次のとおり指示する。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りでない。

令和6年9月24日

福井県内水面漁場管理委員会

会長 原田 進男

第1 指示の内容

公共用水面およびこれと接続一体を成す水面において、コクチバスを採捕した者は、コクチバスをその水域に放してはならない。

第2 指示の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで